長崎市農業委員会 令和6年2月総会 議事録

1 日 時 令和6年2月28日(水) 14:00 開会

14:45 閉会

- 2 会 場 長崎市役所 7 階 大会議室(長崎市魚の町 4 番 1 号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博 会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(15名)

井川 義英 池田 憲二 岩永 一也 岩本 隆 植田 正和 上川 満治 柴原 恵 永岡 亜也子 平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 森保 欣也 山口 眞佐栄 山﨑 実男

5 欠席農業委員(4名)

尾崎 正孝 野中 麻美 増田 茂 柳川 八百秀

6 出席推進委員(21名)

今村 秀喜 浦川 英敏 川添 孝則 城戸 利美 久保 正田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人野口 洋太郎 野本 英世 濵口 敏夫 濵口 雅洋 本田 雅博松本 貞幸 松本 守 村田美津枝 森内 悟己 山口 憲昭山下 和孝

7 欠席推進委員(3名)

熊本 昭憲 松浦 行信 三浦 信男

8 出席職員

【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池専門官

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 それでは、ただ今から、令和6年2月農業委員会総会を開会いたします。議事 進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第 4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、2 月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 15 名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、21 名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山口委員と山﨑委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山口委員・山崎委員(承諾)

○議長 ありがとうございました。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番について御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。本件は千々町の○○さんが所有する千々町の農地1筆 1,368 ㎡について、末石町の○○さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢による農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。千藤トンネルの東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が1人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、濵口推進委員から報告をお願いします。

○濵口推進委員 現地調査について御報告いたします。1月15日に私と山﨑委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、柑橘類の栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。

報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き 1ページを御覧ください。本件は、八つ尾町の○○さんが所有する飯香浦町の農地 1 筆 1,002 ㎡について、戸石町の○○さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢による離農のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。日吉小中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が3人で650日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。2月14日に私と峰委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、普通畑でイチゴの栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。本件は、早坂町の○○さんが所有する琴海戸根原町の農地3筆1,366㎡について、琴海戸根原町の○○さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢により農業経営の継続が困難になったためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で320日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

〇田中推進委員 現地調査について御報告いたします。2月16日に私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の設定により、平成26年から10年間貸し借りを行っていた農地を売買するもので、栗・柿・露地野菜などの栽培を行っています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第 1 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

- ○森山委員 1 番ですけれども、台帳が山林になっていますけれども、現況が樹園地の場合は、やはり、農業委員会の許可が必要になるんですかね。
- ○**農地係長** 登記地目が山林なんですけれども、現況地目が農地であれば、農地法の適用を受けることになります。
- ○森山委員 この辺は、もし申請をしなかったら、そのままでいかれないことはない、所有権移転は、台帳でいけると思いますけれども、その辺はどうなんですかね。
- ○農地係長 申請がもしなかったら、所有権移転がそのままできたかということですかね。
- ○森山委員 台帳が山林だったら、所有者が山林だから申請をしないという時にも…。その辺はどうなりますかね。原野がかっているのか、完全な農地なのか、その辺はどうなのか…。
- 〇農地係長 すみません、この議案の書き方というか見方が見にくいんですけれども、台帳上の地目ということで、台帳に載せてある登記地目は山林なんですけれども、現況は樹園地として農地台帳に登録をされている農地になっています。なので、これを見る限り台帳上山林になっているように見えるんですけれども、台帳上にも登記地目と現況地目が登録されているんですけれども、登記地目が山林になっているんですけれども、台帳上、現況は樹園地になっているということで、今回農地法の対象になっています。
- ○森山委員 はい、わかりました。
- **○城戸推進委員** 確認したいんですけれども、地目が山林で現況が樹園地であっても、農振農用地のエリアから外れているときは、どうなるんですか。その辺りの取扱いが、農振地域でなければ、農地法はかぶってこないのかなとちょっと思ったものですから。
- ○農地係長 農用地区域に現況農地が全て入っているかどうか知らないんですけれども、 農地法の対象になるかならないかで言えば、農振地域に入っていようといまいと、現況が 農地であれば、登記地目が山林でも農地法の適用を受けることになります。
- **〇城戸推進委員** 農地台帳に農地として登録していなければ、山林とそのままなるわけですね。
- ○農地係長 そうですね、農地台帳上なければ、わからない所も当然あるかと思います。

- **○城戸推進委員** ちょっと混在するけれども、その辺りははっきりしておかないと分からなくなってくるから。
- 〇農地係長 台帳上にも、登録すべき地目として、登記簿上の地目と現況地目と 2 つの地目を台帳上に載せてあるんですよ。台帳に載せてある登記上の地目と、台帳に載せてある現況上の地目と 2 つ記載をしていることになります。
- ○議長 よろしいですか。他に意見はありませんか。
- 一 意見等なし 一
- **○議長** ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 1 号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。
- ○委員全員 異議なし
- ○議長 ありがとうございました。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。
- ○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、○○が長崎県発注の河川改修工事に伴う工事用道路及び土砂仮置場として利用する目的で一時転用がなされていたものですが、今回、工事内容の変更等により契約工期が、令和6年2月27日から令和6年9月30日まで延長されることに伴い、一時転用期間についても延長を行うもので、申請期間は、当初の令和6年2月27日から令和6年9月30日に変更を行うものであります。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、利用計画図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、緑色の部分が工事用道路、青色の部分が土砂仮置場として一時転用を行っている部分になりますが、一時転用の範囲等について変更はあっておりません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、柴原委員から報告をお願いします。
- ○柴原委員 現地調査について御報告いたします。2月15日に私と三浦推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、河川工事に伴う工事用道路及び土砂仮置場として一時転用の申請が行われていた案件ですが、今回、工事期間の延長に伴い、工事用道路の一時転用についても期間を延長するものです。現地は、被害防除計画のとおり表土上に鉄板を設置し土砂の流出を防ぐなど、適切な対応がなされており、期間延長については、特に問題ないとものと思われます。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第 2 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何か御意見、御質問等ございませんか。

一 意見等なし 一

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 2 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、船石町の○○さんが所有する船石町の農地1筆について、平間町の○○さん夫婦が農家住宅を建築する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見にの東側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。赤で囲んだ部分が申請地になります。一般住宅への転用は、通常500㎡までとなっておりますが、本件は、農家住宅であるため1,000㎡まで転用が可能となっております。雨水排水につきましては、敷地内側溝より道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から側溝へ放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、本田推進委員から報告をお願いします。

〇本田推進委員 現地調査について御報告いたします。2月15日に私と増田委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、農家住宅を建設する計画ですが、石積により土砂の流出を防止し、平屋建てとして高さを低く抑えるなど、適切な被害防除計画が立てられており、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き 4ページを御覧ください。本件は、琴海村松町の○○さんが所有する琴海村松町の農地 3筆について、西海町の○○さんが資材置場及び駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。 琴海地域センターの北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、おおむね300メートル以内に琴海地域センターが存在する第3種農地に該当するものと判断されます。次が、平面図でございます。6台の駐車場と資材置場を整備する計画で、敷地の造成は行わず、現状のまま砕石を敷きならして使用します。また、当該地の北東部に接する〇〇及び〇〇とは、高低差のない平地で接しているため、境界部分につきましては1.2メートル程度の緩衝地を設ける計画となっております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、川添推進委員から報告をお願いします。

〇川添推進委員 現地調査について御報告いたします。2月16日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、駐車場及び資材置場へ転用を行うものですが、敷地の造成は行わず、現状のまま砕石を敷いて整備を行います。また隣接する農地側には緩衝地を設け、雨水は道路に放流するなど、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書は、引き続き4ページ を御覧ください。本件は、現川町の○○さんが所有する現川町の農地 2 筆及び現川町の○ ○さんが所有する現川町の農地1筆について、○○が九州新幹線西九州ルートの建設工事 に伴う渇水対策として、恒久渇水対策農業用施設の管理用道路として使用する目的で申請 が出されたものでございます。また、本件は、令和5年10月に一度許可申請がなされた ものですが、長崎県より、一筆の土地の一部について転用を行う場合には分筆が必要との 指摘があり、一旦申請書を取下げておりましたが、今回、分筆が完了したことから、再度 許可申請がなされたものでございます。なお、転用の内容につきましては、前回御審議い ただいた内容と変更はありません。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。 航空写真でございます。現川駅の南東に位置しております。次が、拡大したものになりま す。当該地は、農用地区域内の農地であり、原則として転用できませんが、不許可の例外 として、農業用施設であれば許可できることとなっております。次が、平面図でございま す。青の部分が設置された農業用貯水槽で、この貯水槽の管理用道路として 104mの道路 整備を行います。次が断面図でございます。道路の整備に際し、1.5m程度の切土・盛土が 発生するため、コンクリート擁壁等により法面の保護を行います。雨水排水につきまして は、自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現 地の写真です。現地調査につきましては、野口推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。2月15日に私と池田委員、事務局とで現地確認を行いました。本申請は、トンネル工事により発生した渇水対策として、貯水槽の管理用道路を設置しようとするものであり、地元の農業用水を確保するために必要な施設であります。また、申請地については、地元地権者からの了承や、土地所有者の内諾を得られており、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上で

す。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

一 意見等なし 一

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、琴海形上町の○○さんが所有する、琴海形上町の農地2筆1,666㎡について、長崎県農業振興公社が7年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆1,666㎡について、7年間の賃貸借により、琴海村松町の○○さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,603㎡となり、利用につきましては、アスパラの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。形上郵便局の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、2月16日、野中委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。報告をお願いします。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第 4 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

一意見等なし一

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案の個別案件について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。6ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が4件、合計筆数が16筆、合計面積が6,219.3 ㎡について、非農地通知申出が提出されております。1番は、園田町の○○さんが所有する、園田町の農地1筆で、面積は446㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。あぐりの丘の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、1月15日に井川委員、熊本推進委員にお願いをしております。続きまして2番は、大浦町の○○さんが所有する、毛井首町の農地1筆で、面積は188㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。土井首小学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、

〇中村推進委員 現地調査について御報告いたします。2月16日に私と柳川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

現地の写真です。現地調査につきましては、中村推進委員から報告をお願いします。

○農地係長 続きまして3番は、福岡県大野城市の○○さんが所有する、上黒崎町の農地1筆で、面積は421㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。 航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田推進委員から報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査について御報告いたします。2月14日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして 4 番は、福岡県福岡市の○○さんが所有する、手熊町・柿泊町・上浦町の農地 13 筆で、面積は 5,164.3 ㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。手熊浄水場の北側から東側に位置しております。次が、拡大したものになります。拡大した写真が、3 枚ございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、5 枚ほどございます。現地調査につきましては、森内推進委員から報告をお願いします。

○森内推進委員 現地調査について御報告いたします。2月14日に私と植田委員、事務局

とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

一 意見等なし 一

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 5 号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項 1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

〇農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。報告事項の資料の1ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、2件提出されました。続きまして、2ページから3ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内で権利の移動が伴う転用の届出が、12件提出されました。合計14件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございました。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、2月9日に開催されました。資料は、4ページと5ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項 3「令和 5 年度農業委員会委員視察研修について」事務局から報告をお願いします。

〇川本事務長 皆さんのお手元に「令和5年度農業委員会委員視察研修報告書」をお配り しております。内容につきましては、後程御参照ください。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。皆様から、何か御意見、御質問等ございませんか。

一 意見等なし 一

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1 「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 2 「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします

〇農政管理係長 まず、その他の事項1について説明いたします。資料の1ページを御覧ください。今月の19日までに申し込みがあった分が、令和5年度の実績となります。資料に記載のとおり令和5年度の実績は113部で、目標部数に7部足りない結果となっております。委員の皆様におかれましては、1年間加入推進活動を行っていただきありがとうございました。今後とも継続した活動をお願いいたします。

次に、その他の事項 2 について御説明いたします。資料の 2 ページ及び 3 ページに、令和 5 年度下半期の活動記録集計表を掲載しております。皆さんの年額報酬や、国への実績報告に必要な情報になりますので、内容を確認いただきまして、御自身の把握している活動日数など再度確認したい場合は、事務局まで御連絡いただき、追加等がありましたら、3 月 8 日金曜日までに事務局までファックス等で御報告の追加等をお願いしたいと思います。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

一 意見等なし 一

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何か御意見・御質問・御報告等ございませんか。何でも結構です。

ー 意見等なし ー

○議長 ないようですので、最後に、その他の事項3「令和6年3月、4月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 − 行事予定について説明 −

○議長 それでは、これで 2 月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。